

令和7年10月2日（木）に、佐賀市文化会館にて、「佐賀県産業安全衛生大会」が開催され（主催：一般社団法人佐賀県労働基準協会、主唱：佐賀労働局）、武雄労働基準監督署管内の事業場である『肥前通運株式会社 本社営業所』と『SUMCOサービス株式会社 佐賀事業所』が、安全衛生に係る佐賀労働局長表彰（奨励賞）を受賞されました。

普段から、自発的な労働安全衛生活動に取り組み、労働災害の減少を図られたことが、他の模範と認められ、今回の受賞に至ったものです。

本当におめでとうございます。引き続き、安全衛生水準に向上に取り組まれることを期待しております。

また、『医療法人整肢会 法人本部 岡 潤二郎』様が「一般社団法人佐賀県労働基準協会 会長表彰」を受賞されています。

こちらもおめでとうございます。

[詳細はコチラから➡](#)



城佐賀労働局長から表彰状を受け取られる肥前通運株式会社代表取締役社長 愛野辰昭 様

【受賞事業場コメント】

この度は、栄誉ある労働局長表彰を受けることができ、大変光栄に思います。

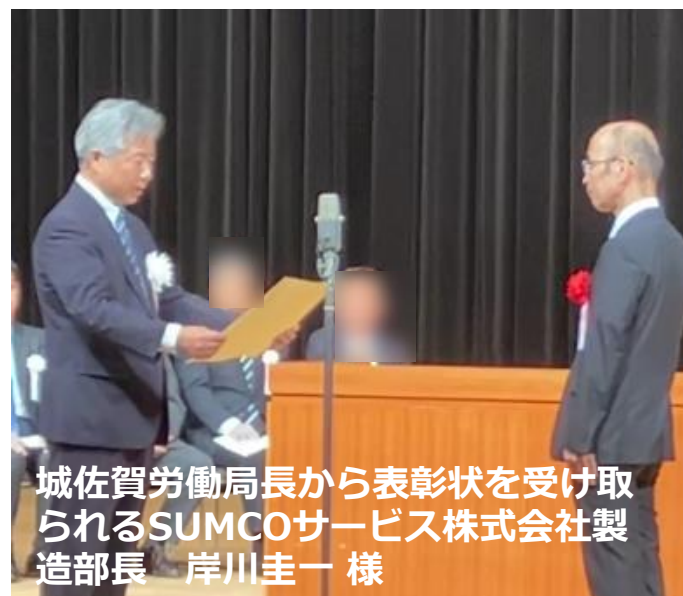
日頃より安全・安心な職場づくりに取り組んでまいりましたが、このような形で評価いただけたことは、従業員一人ひとりの努力の積み重ねによるものです。今後も継続的な改善を図り、労働災害ゼロを目指した取り組みに努めて参ります。

【受賞事業場コメント】

この度は、佐賀労働局長表彰奨励賞を受賞することができ、大変光栄に思っております。

この受賞は、社員にとって喜ばしいことであり、これまでの地道な活動が評価されたことを衷心より感謝申し上げます。

今後も全社一丸となって、「安全と健康の確保」の為災害防止と健康増進に向けた取り組みを推進し、更に精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。



城佐賀労働局長から表彰状を受け取られるSUMCOサービス株式会社製造部長 岸川圭一 様

厚生労働省労働基準局長による無災害記録証及び建設事業無災害表彰制度もございます。お気軽に武雄労働基準監督署までご相談ください（担当：監督・安衛課、Tel0954-22-2165）。

[詳細はコチラから➡](#)



武雄労働基準監督署からのお願い

CO中毒を防ぎましょう！

武雄労働基準監督署管内において、令和7年7月、8月に立て続けて一酸化炭素中毒（CO中毒）による労働災害が発生しました。

一酸化炭素は、不完全燃焼状態で炭素化合物が燃焼する際に発生する、無色・無臭の気体です。空気とほぼ同じ重さで、強い毒性があります。一酸化炭素は、赤血球中のヘモグロビンと結合しやすく（酸素の200～300倍も高い。）、一酸化炭素を吸入すると組織への酸素供給が低下することにより一酸化炭素中毒が起きます。一酸化炭素中毒は、軽度の頭痛、吐き気等の風邪症状に似た症状からはじまり、その後、昏倒、致命傷に至るため、無意識のうちに被災するという特徴があります。

1 佐賀県内で発生した一酸化炭素中毒による労働災害の概要（令和5年～）

発生年月	業種	被災者数	発生源	被災の程度（見込）	発生状況
令和5年12月	建設業	1人	コンプレッサー	休業8日	マンションの新築工事において、コンプレッサーを稼働させて屋内の共用通路の吹き付け塗装をしていたところ、体調不良となったもの（一緒に作業をしていた事業主も被災）。
令和6年6月	製造業	3人	スチームコンベクションオープン	休業7～10日	屋内作業場において、スチームコンベクションオープンを使用して麺を蒸す作業をしていたところ、室内にいた全員が体調不良となったもの。
令和7年7月	製造業	1人	高圧洗浄機	休業7日	屋内作業場において、エンジン式の高圧洗浄機を使用してレンコンの洗浄作業をおこなっていたところ、意識を消失したもの。
令和7年8月	飲食店	1人	七輪	休業0日	団体客を受け入れる準備のため、室内で炭火を起こしていたところ、体調不良となったもの（同じ場所にいた経営者の妻、客1人も被災）。
令和7年8月	建設業	1人	発電機	休業11日	屋内トイレの改修工事で、トイレ内に持ち込んだガソリン式発電機を稼働させ、これに繋いだはつり機を使用して土間コンクリートのはつり作業を行っていたところ、体調不良となったもの。

2 一酸化炭素中毒の予防のポイント

- (1) 自然換気が不十分な場所（自然換気状態で一酸化炭素が100ppm以上の濃度に蓄積するおそれのあるところ）で一酸化炭素を発生させる機材を使用しないこと（労働安全衛生規則第578条では内燃機関の使用を原則禁止）。
- (2) やむを得ず自然換気が不十分な場所で一酸化炭素を発生させる機材を使用する場合は、事前にリスクアセスメントを実施し、一酸化炭素の発生が少ない機材の選択、適切な換気設備の導入等による対策を講じた上で、以下の措置を講じること。
 - ・作業中は関係者以外の立入をを禁止するとともに換気を十分に行うこと。
 - ・一酸化炭素濃度の上昇を検知し、アラーム等で異常を知らせる警報器を備え付けること。
 - ・作業環境下に応じて（異常時を含む。）、作業者に呼吸用保護具を使用させること（防毒マスクは高濃度の環境下では使用できないものがあるため給気式マスクが望ましい。）。
- (3) 一酸化炭素中毒防止を盛り込んだ作業手順書を整備し、作業者に周知・徹底すること。
- (4) 一酸化炭素中毒のおそれがある作業を指導・監督する者（職長等）に対し、異常時の措置等について安全衛生教育を行うとともに、同作業に従事する労働者に対し、一酸化炭素の有毒性等について安全衛生教育を行うこと。

注意：ガス器具の使用時も、常時換気、警報器の備付け、安全衛生教育を行うこと。

（参考）

- ・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン
- ・食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

建設業



食品工場等



お問合せ先

武雄労働基準監督署 監督・安衛課

TEL:0954-22-2165 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

